

2018年の出版メディア：不況下における変革

植村 八潮*

はじめに

出版業界の現状と課題を俯瞰するために、出版産業の構造的特徴を確認した上で、2018年における出版物販売市場に続き、いくつかのトピックを取り上げることとする。当然のことながら、トピックの大半は、業界特有の背景を共有し、互いに関連していることになる。その背景にある最大の出来事は、20年間にわたって出版物の売上げが減少し続けている“出版不況”であり、雑誌の不振といってよい。

出版産業の構造

日本の出版産業の特徴として、書店での販売依存度が高く、その中でも取次経路が中心的役割を担っている点がある。なかでも書店販売における雑誌の比率が高く、さらに取次は書籍と雑誌の混載流通を行っている。この結果、大部数の雑誌流通に、他品種少数数の書籍を載せることで、書籍流通コストを吸収することができた。

漫画を含む雑誌は、大量生産が可能で、計画的な販売流通を行うことができる。連日の発売日にあわせて、大量の雑誌を全国の書店に届ける際に、書籍を相乗りさせる物流システムを構築した。このことで成長期の出版産業を支えてきたのである。このように日本の出版産業は、雑誌を基軸として成長してきたことから、雑誌の不振は産業構造に変革を迫る深刻な事態を引き起こしている。

なお、出版産業の制度としては、新刊書が「委託制」による販売取引により流通していることと、「再販制度（再販売価格維持制度）」によって定価販売が一般的である点が、よく知られている。

出版物の流通経路は、取次経路（出版社—取次—書店—読者）が主流で、これに出版社と書店の直接取引、出版社から読者への直販などがある。取次経路のうち大手2社（日本出版販売・トーハン）のシェアが極めて高く、これに5月に楽天の子会社となった大阪屋栗田を加えると寡占状態となっている。

出版物販売市場

出版科学研究所が発表した2018年1～11月期の出版物推定販売市場は、書籍が前年同期比で2.9%減、雑誌が10.2%減、合計で6.4%減となった。通年実績で販売金額は約1兆2,800億円台、書籍は6,900億円台、雑誌が5,800億円台となる見込みである。販売金額のピークは1996年の約2兆6,564億円で、2004年に、わずかにプラスに転じたものの減少傾向が続いており、ピークの半分を割る見通しとなった。

2016年に44年ぶりに書籍と雑誌の販売額が逆転して書籍を下回った雑誌だが、引き続き雑誌の

*うえむら やしお 専修大学文学部 教授

減少幅が書籍を上回り、販売額差は1,000億円にまで広がった。その大きな要因が、コミックスの減少である。2005年にコミックスの販売額がマンガ雑誌と逆転してからは、下降の一途をたどる雑誌に対して、コミックスは堅調に推移し市場を支えてきた。それが2014年をピークに減少に転じ、2017年は前年比14.4%減という大幅な落ち込みとなった。ただし、コミックス衰退の要因は、マンガ読者のデジタルシフトと海賊版の横行と言われ、必ずしも読者にコミック離れが起きているとまでは言えない。

電子出版市場はコミック、書籍ともに順調に伸びている。

取次からの運賃協力金要請と大手取次二社による物流協業の検討開始

先にも述べたように、雑誌の不振は産業構造の変革を迫る深刻な状況を生むこととなった。2017年に雑誌販売部数がピークの3割まで落ち込んだことで、2018年は、その影響がはっきりと現れた年となった。一つは上半期にあった取次から出版社に対する運賃協力金の要請である。

配送業界では、運送会社のドライバー不足、高齢化、長時間労働、低賃金、燃料価格の高騰など悪い条件が重なったこともあり、夜間配送の中止やコストの見直しが行われてきた。出版物輸送は、これに加えて雑誌流量の減少や、雑誌の時間指定配送を強られるコンビニ流通が足かせとなって危機的状況を迎えた。出版運送会社の賃金は、宅配便に比較してかなり低く抑えられてきており、撤退する運送会社も複数社現れた。取次各社は、運賃値上げに応じざるを得ず、この結果、出版社に対して運賃の協力金要請や仕入れ条件の見直しを求め始めた。

さらに出版物流に関して、11月に大きな話題が発表された。取次大手2社のトーハンと日販による「物流協業に関する検討開始のお知らせ」の共同発表である。長年のライバル関係にある両社が協業に取り組むことは、歴史的な出来事といってよい。両社が流通効率化のために手を組まざるを得ない事態の深刻さも相まって業界に驚きを持って伝わった。両社は4月から公正取引委員会（公取委）へ物流協業に関する事前相談を行い、10月に回答を受けて締結に至った。2社をあわせて8割近いガリバー寡占状態でありながら、公取委が協業を認めたことも注目値する。公取委が危険水域に達した出版物流に対し、大胆な変革を期待しているともいえるし、最近攻勢を強めている対アマゾンへのカウンター的措置としても受け取ることができる。

今後、両社間で、制度面・システム面を含めて厳密な情報流通遮断措置を講じることを前提として、物流諸点の相互活用・統廃合などを中心とした合理化を検討するとしている。流通変革に向けた両社の取組に期待したい。

漫画海賊版サイトをめぐる多様な動き

海賊版サイトは、運営管理者の特定が困難であり、侵害コンテンツの削除要請もできず、著作権者の権利が著しく損なわれている。被害額について、コンテンツ海外流通促進機構（CODA）の推計によると、「漫画村」だけで約3,000億円に上るとい⁽¹⁾う。

漫画の海賊版サイトによる甚大な被害が明らかになるとともに、政府による緊急対策が大きな波紋を投げかけた。4月13日、知的財産戦略本部閣僚会議は、「インターネット上の海賊版サイトに対する緊急対策」をまとめ、「漫画村」など悪質な3サイトを名指しして、インターネット接続業者に対し、自主的な接続の遮断（サイトブロッキング）を求めた。

ブロッキングは、インターネット接続業者が、ユーザーの同意を得ないで特定のウェブサイトへのアクセスを遮断することである。すべてのユーザーがどこにアクセスしているかチェックする必要があり、「通信の秘密」の侵害にあたるおそれがある。対策案では、侵害コンテンツの量が多く、削除や検挙などの方法による権利保護が不可能な状況で「緊急避難」（刑法37条）の要件を満たす場合、違法にならないと解釈している。

従来、ブロッキングは児童ポルノサイトに対してのみ認められている。これは児童ポルノが、ひとたびネットに画像流出すれば取り返しのつかない人権侵害を引き起こす可能性があるからである。関係者が何年もかけて議論し「緊急避難として認められる」としたものである。これに対し、海賊版は財産権である著作権の侵害行為であり、それより明らかに重い「通信の秘密」を侵害することは「緊急避難」にあたらぬとして、法学者を中心に反対の声があがった。

一方、出版社は歓迎の声を上げている。出版9団体で組織する出版広報センターの声明は、政府の対策を「コンテンツ産業の基盤を揺るがす重大な問題と認識していることを示すものであり、出版界として歓迎」するとした。

政府の対策案が発表された直後から、「漫画村」が接続できなくなった。この段階で一定の効果があったと言えよう。そして知財本部の下に、関係事業者、有識者を交えた「インターネット上の海賊版対策に関する検討会議（タスクフォース）」が立ち上げられ、6月から検討を開始した。10月の第9回席上、事務局からブロッキングの法制化にむけた「中間まとめ（案）」が提示されたが、強い反対意見が出て議論が紛糾し、報告書をまとめることなく、会議は無期限延期となった。しかし、実際に被害に遭っている漫画家をはじめとする作家・クリエイターや出版社のことを考えると、何らかの対策方針を示すべきだったのではないだろうか。「中間まとめ（案）」では、すぐにも取り組める対策だけでなく、学校関係者、事業者、関係団体と連携して著作権・情報モラル教育などの必要性を提案するなど、指針として意義のある内容も含んでいた。

出版広報センターは、海賊版対策のワーキンググループを組織化し、8月に若年層を対象とした啓蒙活動として「STOP!海賊版」キャンペーンを開始した。また、11月からはホワイトマーク（正規版配信サイト認定マーク）として「ABJマーク」の運用を開始した。出版界から早急にできる対策が始まったことも記しておく。

出版物の軽減税率

出版業界は、2019年10月1日からの消費税率10%への引上げに際し、「最低限度の健康的な生活に食料品が不可欠であるように、出版物は最低限度の文化的生活に必要不可欠です」として、「出版文化に軽減税率を適用」を訴えてきた。その根拠として、「文化政策」「産業の保護」という目的に限って軽減税率を適用している欧州各国の対応をあげている。

もちろん、出版界には消費税引上げが、出版不況に追い打ちをかけるという強い懸念がある。2014年4月に消費税が5%から8%へ引上げられた際には、出版物の売上げに大きく影響が出たとしている。それまで対前年比3%減で推移していたものが、2014年で対前年比3.9%減、2015年4.8%減と大きく下がり始めるきっかけとなった。

欧州は、軽減税率の導入について先行しており、書籍・雑誌に対する税率は、イギリスが標準税率20%に対してゼロ税率、ドイツが標準税率19%に対して7%、フランスが標準税率20%に対し

て書籍（電子書籍を含む）5.5%、雑誌2.1%、スウェーデンが標準税率25%に対して6%と軒並み低くなっている。

新聞を実質的に消費税の据え置きとなる軽減税率8%の対象品目と決定したのは、2016年度与党税制改正大綱である。厳密には「定期購読契約が締結された日々または週2回以上発行される新聞」は8%とし、駅の売店などで買う場合や電子新聞は軽減対象にならないとした。

一方、書籍・雑誌については、「その日常生活における意義、有害図書排除の仕組みの構築状況等を総合的に勘案しつつ、引き続き検討する」となった。この段階で言論機関である新聞と出版物は分断され、出版界は、明確に「有害図書」を排除しなければ、対象としないと突きつけられたのだ。

出版界はこれを受け入れて倫理基準を制定し、自主的判断を行うとした。言うまでもなく「有害図書」を分ける外形的要素はなく、恣意的な判断によって拡大しかねないし、表現の萎縮につながるおそれもある。

結果的に、2018年12月14日に与党税制改正大綱が発表され、書籍・雑誌には適用しないという従来の方針通りとして決着した。ひとまず終止符が打たれたとはいえ、政府の意向によって、表現内容を分けるとした事実が残ることになった。

TPP11 発効による著作権保護期間の延長

TPP11 協定（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）が12月30日に発効することになり、これにともなって同日、改正著作権法が施行されることになった。すでにTPP12 発効のために2016年12月に法改正されていたのだが、米国の離脱によって施行が延期されていたものである。

その内容は、著作者の保護期間を死後50年までから70年までに延長することや、著作権等侵害罪の一部非親告罪化などがある。著作権保護期間の延長は、長年、文芸作家を中心に要望が出されていた。一方で、反対の声も強く、文化審議会著作権分科会の議論ではまとまらない課題だった。

これにともなって青空文庫が公開用作品の作業を停止した。著作権の保護期間が70年に延長されていなければ、2019年には1968年没の著作者の権利が切れるはずだった。作家の子母沢寛、広津和郎、画家の藤田嗣治らが対象である。同様に2020年には獅子文六、長谷川如是閑、2021年に伊藤整、2022年に大宅壮一、西條八十、三島由紀夫、2023年に内田百閒、金田一京助、志賀直哉、高橋和巳、2024年に川端康成と続くはずであった。

青空文庫が果たしてきた文化的役割と引き替えに、今後20年間、保護期間満了の著作物が生まれないことを考えると大きな文化的損失である。2005年に日本でサン＝テグジュペリの著作権が切れたとき、新訳出版ブームとなったことがある。出版産業としても販売機会を失ったとみることができる。死後50年から70年の間に本が売れる作家がどれほどいるだろうか。50年前であれば、存命中にファンだった読者もいるが、70年間となれば、読者も存在しなくなる。復活の機会を失って忘れ去られることにならないだろうか。

月刊誌『新潮45』の休刊問題

最後に、雑誌ジャーナリズムの観点から、月刊誌『新潮45』の休刊問題について触れておく。8月号に掲載された杉田水脈衆議院議員（自民党）の「『LGBT支援』の度が過ぎる」と題した寄稿

の中で「LGBTに『生産性』がない」と発言したことで批判が集中した。さらに10月号で杉田擁護の特集「そんなにおかしいか杉田水脈論文」を組んだ。これに対しては、作家や同社の「新潮社出版部文芸」というツイッターからも批判の声があがった。

文芸出版を柱とする出版社として、対応せざるを得ないことになった。9月21日に同社社長佐藤隆信名で、「弊社は出版に携わるものとして、言論の自由、表現の自由、意見の多様性、編集権の独立の重要性などを十分に認識し、尊重してまいりました。しかし、今回の「新潮45」の特別企画「そんなにおかしいか『杉田水脈』論文」のある部分に関しては、それらに鑑みても、あまりに常識を逸脱した偏見と認識不足に満ちた表現が見受けられました」とする文章を同社サイトに掲載した。

25日付けで「新潮45」休刊を発表した。そこには、「ここ数年、部数低迷に直面し、試行錯誤の過程において編集上の無理が生じ、企画の厳密な吟味や十分な原稿チェックがおろそかになっていた」とある。雑誌販売不振が背景にあったとするのは言論表現機関として情けない言い訳であるが、チェック体制がおろそかになったのは正直なところだろう。

一方で、雑誌も新潮社の柱である。良くも悪くもスキャンダラスな記事で売上げを伸ばす一方で、タブーに切り込む「新潮・雑誌ジャーナリズム」として知られている。言論表現の観点から、雑誌が引き起こした表現問題は、その雑誌によって、反証も判断の過ちも含め検証すべきだと筆者は考えている。批判が出るたびに雑誌を休刊にしていたら、雑誌ジャーナリズムは成立しない。佐藤社長の文書にある「常識を逸脱した偏見と認識不足に満ちた表現」がどの部分を指すのか、「企画の厳密な吟味や十分な原稿チェックがおろそかになっていた」とは、実際にどのような状況だったのか。突然の休刊によって、関係者の発言を知る機会も失ったことは、極めて残念である。

(1) 「インターネット上の海賊版対策に関する検討会議」中間まとめ(案) https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho_hyoka_kikaku/2018/kaizoku/dai9/siryoul.pdf